和光大学大学院 社会文化総合研究科心理学専攻

設置の趣旨等を記載した書類

■目 次■

①設置の趣旨	『及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1			
②修士課程3	そでの構想か,博士課程設置を目指した構想か・・・・・・・・・・3			
③専攻の名称	が及び学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4			
④教育課程の)編成の考え方及び特色(教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む。)・・4			
⑤教員組織の)編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・5			
⑥教育方法,	履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・・・・6			
	情等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7			
	5学部等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8			
	はの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8			
	よ資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9			
⑪管理運営・				
12自己点検・	評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10			
13情報の公開	A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
④教育内容等	等の改善のための組織的な研修等 ・・・・・・・・・・・・・・13			
	France / Later ded W			
	【添付資料】			
【資料1】	和光大学専任教員定年内規			
【資料2】	和光大学専任教員定年規程・申し合わせ			
【資料3】	履修モデル			
【資料4】	修了までのスケジュール			
【資料5】	研究倫理審査規程 和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱規程			
【資料6】	基礎となる学部等との関係図			
【資料7】	和光大学自己点検・自己評価委員会規程			

①設置の趣旨及び必要性

1. 和光大学大学院社会文化総合研究科心理学専攻の設置の趣旨

和光大学は、東京・世田谷の和光学園を母体に、1966年に教育学者・梅根悟を初代学長として創立して以来、「自由な研究と学習の共同体」の理念のもと、総合的教養の重視や少人数教育の実施を通して、単なる目先の実利実用、利功性だけにとらわれない基礎的な研究を教員が率先して行うとともに、学生の自由と個性、可能性を尊重することで、堅実な職業意識と高い社会貢献への意識を持ち、広い教養と深い専門性を伴う実力を備えた人材を養成することを目的に発展してきた。現在、現代人間学部、表現学部、経済経営学部の3学部と社会文化総合研究科を擁する文系総合大学となっている。

今回新設する「社会文化総合研究科心理学専攻」(以下、「心理学専攻」)の設置母体は、現代人間学部心理教育学科である。心理教育学科は心理学専修、子ども教育専修、子ども教育専修、子ども教育専修保育コースの2専修1コースで構成されている。特に心理学専修は、乳幼児期から老年期までの人の一生の発達を軸に、個人一社会、適応一不適応などの観点を組み合わせ、「こころ」に関する現代の諸問題を読み解く力や、実践・援助をする方法をもった人材の養成を行っている。「基礎」「臨床」「発達・教育」「社会」「心理学の方法」など幅広い領域に関するカリキュラムを整え、日本心理学会が認定する「認定心理士」資格が取得できるようになっている。また、実践・援助をする方法は、大学内に設置された不登校支援施設や近隣の小・中学校における実習・ボランティア活動等で活かされており、卒業生には児童相談所や学童保育、障害者支援施設などのNPO等で勤務している者も少なくない。

また、心の健康の保持増進と心理的支援に対する社会的な関心と需要の高まりを受けて、国家資格「公認心理師」が新設された。2018年度からは国家資格「公認心理師」の受験資格に必要な学部における法定科目 25 科目も順次開講し、これまで以上に心理的な支援を専門的に行う人材に必要な基礎的な知識と研究力、実践・支援をするための態度と方法を備えた人材の養成を行っていく。

このように現代人間学部心理教育学科において養成された人材が、本学大学院において、より専門的かつ実践的な知識と技術を修得したうえで、国家資格「公認心理師」を取得し、臨床的で現実的な諸問題に対して心理的な支援を行う専門的職業人となるよう養成することで、社会的な要請に対応していくことが求められているため、現代人間学部心理教育学科を基盤として、心理学に特化した「心理学専攻」の設置を企図するに至った。

2. 和光大学大学院社会文化総合研究科心理学専攻の設置の必要性

(1)公認心理師養成への社会の期待と要請

現代社会では、精神疾患、自殺、ストレス、ハラスメント、ひきこもりなど、多くの心理的な困難・課題が存在している。これまではこのような心理的な困難・課題に直面した人に対する心理的支援が求められてきており、臨床心理士を中心とした心理支援に関する民間資格を有した専門家が、これら困難・問題に対応してきた。

また、学校現場では、いじめや不登校、非行などは長年の教育的・心理発達的な課題と されており、近年では発達障害を有する児童生徒への教育・指導に注目が集まっている。 このような困難・課題に対しても、臨床心理士や学校心理士を有するスクールカウンセラーや、臨床発達心理士を有する支援者が、心理的な支援にあたっている。

しかし、このような困難・課題は心理的な支援のみで解決するものではなく、医療を中心とした生物学的・身体的な支援や、教育や福祉など社会的な支援など、「生物・心理・社会モデル(Bio-Psycho-Social Model)」に沿った多面的で同時並行的な支援を行うことが求められている。

また、従来のような困難・問題への対応・支援だけではなく、困難・問題が生じないように事前に予防することの重要性が指摘されるようになってきている。心理学においても「ストレス・マネジメント教育」のような心の健康教育に注目が集まるようになってきており、心理的支援を行う専門家にも、これまでの医療モデルに基づいた支援だけではなく、予防的な視点も含めた支援・実践が期待されてきている。

このような社会的な期待や要請を受けて、2015年に公認心理師法が成立し、2018年9月に行われた第1回国家試験では、約28,000人が合格した。公認心理師は、要支援者に対するアセスメントと支援、要支援者の関係者に対する支援、並びに心の健康教育を業とすることとされており、保健医療、福祉、教育など多領域で活躍することが期待されている。また、医師を中心に、多職種や地域との連携・協働が求められている。

心理学専攻では、アセスメントや個別の支援に加え、多職種連携・地域連携の中心となって、国民の心の健康の保持増進に寄与できる専門的職業人を養成することで、このような社会的な期待と要請に応えるものである。

(2)和光大学大学院社会文化総合研究科心理学専攻で養成する人材

〇心理学専攻で養成する人物像

心理学専攻が養成する人物像は、人の心理・発達及び臨床的で現実的な諸問題について深い見識と高い研究能力を有するとともに、人の心理支援に関わる専門的職業人としての高度な実践能力を有した人材であり、国家資格「公認心理師」を取得し、国民の心の健康の保持増進に広く携わっていける者である。

公認心理師はアセスメントや個別の心理支援のような、従来の個別的支援だけではなく、 多職種・地域との連携・協働が求められている。このような連携・協働を実践するために は、心理支援に関する専門的な知識や技術のみならず、対人援助の基礎であるコミュニケ ーション・スキルの修得や、多職種・地域の実情にあった臨機応変な態度が求められる。 また、自らの資質を向上させるために、個別事例をより客観的・俯瞰的に把握するための 科学的思考と研究遂行能力の涵養も必要である。

心理学専攻では,このような社会的要請を背景に,個としての深い見識と高い研究能力, 及び心理支援に関する高度な技術を有するだけではなく,多職種・地域との連携・協働の 中核を担う主体性・リーダーシップとコミュニケーション・スキル及び多職種に関する深い い造詣を有した心理支援に関する専門的職業人の養成を目指す。

〇教育上の目的及び学生に学位を授与するに当たり学生が修得しておくべき能力を含めた 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

心理学専攻における教育上の目的は、国家資格「公認心理師」の受験資格に必要な、公認心理師法施行規則で定められた 10 科目の学びを通して、人の心理支援に関わる専門的職業人としての高度な実践能力を有し、また、法定科目以外の科目や修士論文の作成・執筆を通して、人の心理・発達及び臨床的で現実的な諸問題について深い見識と高い研究能力を有する人材を養成することである。

心理学専攻の学位授与の方針(ディプロマポリシー)は、社会文化総合研究科の学位授与の 方針(ディプロマポリシー)と同じく、「深い学識と専門的な能力を培い、変化する社会に対 応し、十分に貢献する専門的能力を身につけること」である。

(3)修了後の進路と人材需要

心理学専攻修了者の修了後の進路としては、国家資格「公認心理師」を取得し、地方公共団体の専門職員(心理)、保健医療や福祉に関する施設・機関での臨床心理技術者等心理援助職、スクールカウンセラー等の教育分野における心理援助職、その他 NPO 法人などの民間団体における心理援助職などに就くことが想定される。そのような中で、個別支援にとどまらず、多職種連携・地域連携の中核として、コーディネーターやコンサルタントの役割を担い、チームでの支援を主導していくことが期待される。

2018 年 9 月に実施された公認心理師第 1 回国家試験では、約 28,000 人が合格し、公認心理師有資格者となると推定される。1988 年に創設された臨床心理師は、2018 年 4 月 1 日時点で 34,504 名いるが(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会)、公認心理師は第 1 回の試験で臨床心理士数の 80%を越え、国家資格であることからも、社会的認知度も人数も、近年中に公認心理師の方が上回ると推測される。また 2018 年 4 月の医科診療報酬改定により、医療機関で心理的な支援を行う臨床心理技術者は公認心理師に統一され、2018 年 8 月には、企業におけるストレスチェックも公認心理師有資格者が実施することができるようになった。2019 年度に向けた各地方自治体によるスクールカウンセラーの募集にも、公認心理師が加えられ、今後、保健医療、福祉、教育など各分野においても公認心理師が募集・採用条件となることが想定される。

このような社会的情勢のなか、心理学専攻修了者の進路は十分に確保されていると考えられる。

②修士課程までの構想か、博士課程設置を目指した構想か

心理学専攻は、修士課程までの構想である。

心理学専攻の設置母体となる現代人間学部心理教育学科は、特に心理学専修において、乳幼児期から老年期までの人の一生の発達を軸に、個人一社会、適応一不適応などの観点を組み合わせ、「こころ」に関する現代の諸問題を読み解く力や、実践・援助をする方法をもった人材の養成を行っており、卒業生には児童相談所や学童保育、障害者支援施設などの NPO 等で勤務している者も少なくない。

心理学専修では 2018 年度から, 国家資格「公認心理師」に対応した教育課程を編成した。 心理学専攻では, 実習を含む国家資格「公認心理師」の法定 10 科目を開講し, 学部で学ん だ心理的支援に関する基礎的な知識や研究方法, 技術等に加え, より高度で専門的な知識 と技術を有し, 多職種とも連携・協働をする素養を備えた専門的職業人の育成を目指して いく。

③専攻の名称及び学位の名称

心理学専攻では、心理支援に関わる専門的な知識と技術を有し、多職種とも連携・協働する素養を備えた専門的な職業人となるだけでなく、人の心理・発達に関わる臨床的で現実的な諸問題を研究する能力を有することも重要であると考える。また、教員組織も臨床実践だけではなく、心理学の幅広い領域を専門とし、多様な研究法を指導できる体制が編成されている。

そのため、特定の分野・領域を指す限定的な名称は適さないことから、専攻の名称は「心理学専攻」とする。心理学専攻は、和光大学大学院社会文化総合研究科のもとに設置されるため、学位の名称は、既設の同研究科社会文化論専攻と同じく「修士(学術)」とする。

○専攻の名称

心理学専攻 (英訳)Department of Psychology

○学位の名称

修士(学術) (英訳) Master of Arts

④教育課程の編成の考え方及び特色 (教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む。)

1. 教育課程の編成の考え方

心理学専攻には、国家資格「公認心理師」や他の心理支援に関する民間資格を取得し、 心理支援に関わる専門的な知識と技術を有し、多職種とも連携・協働できる素養を備えた 専門的な職業人の養成が求められている。同時に、人の心理・発達に関わる臨床的で現実 的な諸問題を研究する能力の涵養も、専門的職業人としての資質向上に努めることができ る人材となるうえで、重要であると考える。

心理学専攻では、心理学のなかでも、公認心理師として活躍するため際に求められる人の心理・発達及びそれらの支援に関する心理学を教育研究の柱として、養成する人材像に ふさわしい教育課程を編成するために、以下の3点の獲得を重視した教育課程を編成する。

(1)知 識:人の心理・発達や心理に関する諸問題の背景及びその支援について理解し、

それらについて多様な方法によって研究を計画・実施・分析するための専門 的な知識を有する。

- (2)態 度:臨床的で現実的な諸問題について、心理的な面だけではなく、医療、福祉、教育など多領域の視点も含めて全人的なアセスメントを行い、具体的で効果的な支援を行うため、心理検査の実施・解釈や個別の心理療法に関する技術だけではなく、コミュニケーション・スキルを発揮し、多職種との連携・協働を行う素養を有する。
- (3)技 術:専門的職業人として,主体的に心理支援に携わるとともに,多職種との連携・協働の中心として活躍し,また臨機応変に自らの判断・行動を展開させ,さらには自らの支援について振り返るという一連の取り組みを行う。

2. 教育課程の特色

心理学専攻では、心理学のなかでも、公認心理師として活躍するため際に求められる人の心理・発達及びそれらの支援に関する心理学を教育研究の柱として、国家資格「公認心理師」の受験資格に必要な、公認心理師法施行規則で定められた 10 科目を編成し、心理支援と多職種連携、心の健康教育によって国民の心の健康の保持増進に貢献できる専門的職業人を養成する。また、公認心理師等心理支援の専門職に従事したあとも、人の心理・発達及び諸問題についての見識を高め、資質向上に努めるためにも、臨床心理学等心理学の特定分野に偏ることなく、幅広い専門的知識と研究法を修得していくことが求められる。

心理学専攻では、上記の考え方のもと、「心理支援の基礎」「心理支援の展開」「心理支援の実践」「心理支援の実習」「研究指導」という5つの区分を設定している。

- (1)「心理支援の基礎」:適切な心理支援を行うためには、人の心理・発達に対する幅広い 専門的な知識が求められる。心理支援の前提として、人の心理・ 発達を理解し、人の心理・発達や諸問題を全人的な視点から深 く捉えることができるよう展開する。
- (2)「心理支援の展開」:保健医療,福祉,教育など心理支援が求められるそれぞれの領域・ 分野における心理支援の実践と多領域との連携・協働の在り方 について展開する。
- (3)「心理支援の実践」: アセスメントや心理支援, 心の健康教育など, 心理支援が求められる場面において実際に活用する理論, 知識および技術について講義と実習によって展開する。
- (4)「心理支援の実習」: 心理支援で求められるアセスメント, カウンセリング・心理療法, 心の健康教育, 多職種連携などについて具体的な方法を学び, それを現場で実践する。
- (5)「研究指導」:人の心理・発達や諸問題について研究し、専門的職業人となったあとも、研究を通して資質向上に努めることができるよう、心理学的な方法に沿

った科学的な研究の指導を展開する。

なお、心理学専攻では、これまで社会文化総合研究科発達・教育臨床論コースにおいて 認められてきた学校心理士(一般社団法人 学校心理士認定運営機構)に必要な教育課程及 び臨床発達心理士(一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構)に必要な教育課程も維持 し、幅広い領域において活躍できる人材の養成を行う。

心理学専攻では、春セメスター(4月)と秋セメスター(10月)の2回,入学者を受け入れている。定員は春セメスター,秋セメスターあわせて10名であり、個々の定員は設定していない。また、入学時期によって履修上不利益は生じないよう、カリキュラムを設定している。

⑤教員組織の編成の考え方及び特色 【資料 1・2】

心理学専攻では、臨床的で現実的な諸問題に対して心理支援と多職種連携を通して、国 民の心の健康の保持増進に貢献できる専門的職業人の養成を求めている。同時に、人の心 理・発達や諸問題について幅広い心理学的な知識のもと、心理学的な方法に沿って科学的 な研究をすすめることができる人材の育成も目指している。そのために、臨床実践に習熟 している教員だけではなく、幅広い領域に精通し科学的な研究に長けている教員も含めて、 教員組織を編成している。

心理学専攻の教育には、専任教員 7 名があたる。その内訳は教授が 4 名、准教授が 3 名である。年齢構成は 60 歳代 1 名、50 歳代 1 名、40 歳代 4 名、30 歳代 1 名であり、「和光大学専任教員定年内規」【資料 1】「和光大学専任教員定年規程に関する申し合わせ」【資料 2】に定める定年年齢(満 65 歳。ただし、60 歳代の専任教員 1 名は満 70 歳)から考えて、教員組織の継続性については特に支障のない年齢構成となっている。

博士の学位を有している者は 6 名であり、これらの専任教員はそれぞれの研究領域において十分な業績を有している。

心理支援に関する資格を有する専任教員は 5 名であり、国家資格「公認心理師」有資格者は 4 名、臨床心理士有資格者 3 名、学校心理士有資格者 2 名、臨床発達心理士有資格者 1 名である(重複あり)。これらの資格を有する専任教員は、それぞれの領域において臨床実践及び支援について十分な経験を有している。「心理支援の基礎」「心理支援の展開」「心理支援の実践」「心理支援の実習」の各区分において中核となる科目は専任教員が担当されるように配置した。また、精神医学、社会福祉、言語・情動発達、特別支援教育、キャリア教育などについては、それぞれの分野・領域において優れた能力・業績を有する人材を採用し、心理支援に関する専門的職業人の養成を担う教育体制を支える教員編成とした。

⑥教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法、履修指導、研究指導の方法 【資料 3~5】

心理学専攻では、国家資格「公認心理師」を取得し、臨床的で現実的な諸問題に対して

多職種と連携・協働しながら、適切な支援を行える専門的職業人の養成に資する教育を進める。また、人の心理・発達や諸問題について専門知識を有して、心理学的な手法を用いて科学的な研究を行える人材であることも目指し、「心理支援の基礎」「心理支援の展開」「心理支援の実践」「心理支援の実習」「研究指導」という 5 区分について系統的に学ぶように求める。また、発達・教育臨床論コースをはじめ、社会文化論専攻に設置されている既存の3コースの科目についても、自身の関心に基づき履修することを促す。

【資料3】に示す履修モデルにより、人の心理・発達及び諸問題に関する専門的な知識を修得し、それらについて心理学的な手法を用いて科学的な研究を行うとともに、様々な心理支援の場において活躍できる専門的職業人としての基礎的素養に資する系統的な履修を促していく。

なお、心理学専攻では、他の大学院との単位互換は行っていないため、他の大学院での 授業科目の履修については単位認定等を行わない。

修士論文の執筆にあたっては、心理学専攻の専任教員 7 名が担当する。大学院生それぞれの関心領域に対応した専任教員が研究指導を行う。修士論文に関する指導スケジュール【資料 4】に示したとおり、1 セメスター目に指導教員を確定し、「指導教員届」の提出を求める。2 セメスター目において「修士論文仮題目届」の提出および修士論文中間発表会での発表申し込み(エントリー)を行う。3 セメスター目において中間発表会にて修士論文の中間発表を行い、専任教員全体による指導を行う。

修士論文は 4 セメスター目に提出する。提出までに、修士論文として一定の水準に達するよう、指導教員による研究指導に加え、副査(副指導教員)による指導・助言を行う。修士論文の審査は、厳格性と透明性にもとづいた一連の手続きによってなされる。心理学専攻の専任教員を主査とし、社会文化総合研究科の専任教員のなかから 2 名が副査として選出され、3 名の合議により修士論文の合否及び評価を決定する。なお、修士論文に対して単位は付さない。修士論文については、合否判定ののち、修士論文発表会を実施する。

審査において合格と判定された修士論文は、和光大学梅根記念図書・情報館において紙 媒体で保存している。修士論文は公開・公表が必須ではないため、機関リポジトリ等での 公開等は行っておらず、学内者のみ閲覧できるようになっている。

研究倫理については、本学構成員によって行われる学術上の研究・創作について不正行 為が生じた場合の措置等に関し、「和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱 規程」【資料 5】において必要な事項を定めており、本学公正研究・創作責任者のもと、公 正研究・創作に関する委員会が不正行為に係る調査、審査及び判定を行うこととしている。

2. 修了要件

必修科目(「研究指導」6 単位)を含む 30 単位を修得し、かつ必要な手続きのもと修士論 文を提出し、その審査に合格することを修了要件として定めている。

⑦施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

心理学専攻を設置予定の和光大学のキャンパスは、現在 72,964m²の校地面積を有し、3 学部 7 学科、1 研究科を設置している。教室・演習室、メディア室、医務室、学生相談センター、生協購買書籍部、食堂などの施設のほか、福利厚生施設を含む各種施設について、既設学部等と十分に共有可能である。

運動場については、第 1 グラウンド、第 2 グラウンド、体育館、テニスコート、屋外プールを設けている。

学生が休息や談話するスペースについては、キャンパス内 E 棟 4 階食堂、B 棟 1 階ラウンジ、A 棟 1、2 階にフリースペースなどを備えている。

2. 校舎等施設の整備計画 【資料 6】

心理学専攻は,現代人間学部心理教育学科に所属する専任教員で構成されている。専任教員はキャンパスの A 棟内に個別の研究室を有しており,既存施設で充足している。

教室については、科目の配置状況やその授業形態を踏まえたうえで必要な教室を確保する。現在、講義室 36 室、演習室 19 室、アトリエ 20 室、実習室 13 室、メディア室 9 室、心理学実習室 3 室(準備室等含む)が整備されている。これらの施設は既存学部・研究科等と共同で利用する予定であり、また現有施設で充足している。

大学院生の研究室【資料 6】は、現在、研究室 4室であり、それぞれの面積は G316:31.90 ㎡、G317:33.00 ㎡、G318:33.02 ㎡、G319:34.14 M ある。研究室内には、ロッカー、プリンター、関連書籍等を設置している。大学院生の研究室は、既存の研究科と共同で利用する予定であり、また現有施設で充足している。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

和光大学のキャンパス内には和光大学附属梅根記念図書・情報館が設置されている。所蔵資料数は、和洋図書 550,000 冊、雑誌 4,000 種、視聴覚資料 8,200 種である。和光大学には、以前より人間関係学部人間発達学科や現代人間学部心理教育学科、大学院社会文化総合研究科社会文化論専攻発達・教育臨床論コースなど、心理学に関する学科・コースが設置されていたこともあり、心理学をはじめ人文科学系の基本図書の他に、専門図書・雑誌を多数所蔵している。

館内には、事務室、カウンター、共同研究室、研究個室、リサーチスペース、イートインスペース、対面朗読室、パソコンの利用ができるメディアサロン、プレゼンテーションルームなどを有する地下1階から地上4階(延べ床面積5,428m²)の5層の建物となっている。閲覧座席数は462席である。3階メインフロアを「コミュニケーション・ゾーン」、他のフロアを「スタディー・ゾーン」と位置づけ、コミュニケーション・ゾーンでは、グループ学習ができるフリー閲覧スペースを用意している。

上記の図書・雑誌等の紙媒体資料に加え、現在、12種類のオンラインデータベース(電子ジャーナル 7,559 種を含む)などの電子媒体資料も、一部を除き学内外から利用ができるよう整備されている。またディスカバリーサービスを導入しており、電子リソースの一括検索が可能である。電子 Book の導入も検討を始めている。

2017 年度に図書館システムのバージョンアップを行い, OPAC や MY ライブラリー機能を向上させた。シラバス指定図書を一覧できるように改修し、館内施設の web 上での利用申請を可能にした。2018 年度からはオンライン・レファレンスを実施予定である。

開館時間は、学生の自主学習時間確保のため、通常授業期間中の平日は20時30分まで、 土曜日は19時まで開館し、日曜日(月2回)も9時30分から16時30分まで開館している。 また、相互協力については、他大学図書館との相互貸借・文献複写サービスを行うほか、 地域の町田市、川崎市立図書館と協力貸出協定を結び、相互に所蔵資料の貸借を行ってい

図書・情報館より発信している機関リポジトリでは、本学の紀要を始めとした教育・研究の成果を、広く公開している。

⑧基礎となる学部等との関係 【資料7】

心理学専攻は,現代人間学部心理教育学科心理学専修を基礎とする大学院教育課程として設置する。そのため,心理学専攻の運営は,心理教育学科心理学専修の心理学教員 7 名で行う。

心理学専攻の設置に伴い、社会文化総合研究科は、これまでの 1 専攻(社会文化論専攻)3 コースから 2 専攻(社会文化論専攻、心理学専攻)となる。なお、社会文化論専攻の 3 コースは維持する。

9入学者選抜の概要

1. 社会文化総合研究科のアドミッションポリシー

心理学専攻は社会文化総合研究科のもとに設置する。社会文化総合研究科のアドミッションポリシーは「現代社会と人間の様々な問題に関心を持ち、高度な学識と専門的研究能力を身につけることで、実社会に貢献したいと希望する人を受け入れる」である。特に、心理学専攻では、国家資格「公認心理師」の資格を取得し、様々な心理支援の場において活躍する人材を養成する。そのため、特に人の心理・発達や、臨床的で現実的な諸問題への関心をもち、様々な領域・分野において心理支援の専門的職業人として活躍することで実社会に貢献したいと希望する人を受け入れる。

2. 心理学専攻の選抜方法

心理学専攻の募集定員は10名とし、社会文化総合研究科の募集要項に基づき、受験資格を認める者を対象に、年2回の入試を行う。いずれの入試も、出願書類、筆記試験、面接

試験などを総合して合否を判定する。

和光大学において優秀な成績を修めた学生については,内部推薦での出願を認め,出願 書類と面接試験で合否の判定を行う。

なお、心理学専攻では、「心理実践実習」等一部科目を除き、科目等履修生を受け入れる。 受け入れ人数は若干名であり、1セメスターで6単位までの履修を認める。出願・選考は書 類審査および科目担当教員の面接によって行う。科目等履修生を受け入れる際は、大学院 生の履修等に支障のない範囲で行う。

⑩取得可能な資格

心理学専攻では、臨床的で現実的な諸問題に対して適切な心理支援を行える専門的職業人の養成に取り組む。そのような諸問題に対する社会からの要請に応え、社会的な信頼を得るためにも、心理支援に関する資格を取得することを促す。取得可能な資格は以下の通りである。

公認心理師:公認心理師法に規定された心理支援に関する国家資格

学校心理士:一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する学校・教育現場における

心理教育的援助サービスに関する資格

臨床発達心理士:一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する発達の臨床に携わる発達・心理支援に関する資格

また, 既設のコースで開設されている所定の科目を履修することで, 中学校教諭専修免 許(社会)及び高等学校教諭専修免許(地理歴史, 公民)を取得できる。

⑪管理運営

社会文化総合研究科には、和光大学大学院学則第 4 条にもとづき、研究科委員会を設置している。構成員は研究科の専任教員である。研究科委員会は、①授業および試験に関すること、②教育課程に関すること、③入学試験に関すること、④学生の入学・退学・修了等の身分に関すること、⑤学位論文の審査に関すること、⑥学生の厚生補導および賞罰の実施に関すること、⑦教育研究上の組織に関すること、⑧規程等の制定および改廃に関すること、⑨教員の人事に関すること、⑩研究科委員長候補者の選出に関すること、⑪大学院学則その他の規程によって本委員会の議を経ることを必要とする事項、⑫前各号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、本委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、について審議し、学長に意見を述べるものであると規定している。

また,本委員会は研究科委員長が招集し議長となり,構成員の半数以上の出席をもって 成立することとしており,月1回程度開催している。

①自己点検・評価 【資料8】

大学の教育理念・目的及び社会的使命を達成するため、自らの活動状況について点検・評価を行い、その結果に基づき改善に努め、教育研究活動の質の保証及び向上を図ることを目的として、本学に自己点検・自己評価委員会を設置している。

自己点検・自己評価委員会は、「和光大学自己点検・自己評価委員会規程」【資料 8】に基づき、学長、副学長、学部長、研究科委員長、教学支援・学生支援・キャリア支援の各ディレクター、図書・情報館長、入試委員長、地域連携研究センター長、事務局長により構成され、全学的な自己点検・自己評価を実施している。

1993 年度から始まった本学の自己点検・評価の活動は、以後 4 年毎に実施されてきたが、認証評価を受けることが義務付けられた 2004 年度以降は、認証評価の年とその中間年に実施している。なお、和光大学では 2005 年度及び 2012 年度に財団法人大学基準協会に対して大学基準適合の認証評価を申請し、それぞれ適合しているとの認定を受けている。この際、助言として提言された事項については、計画的に改善に努め、一層の充実を図りながら、高等教育機関としての教育研究の質保証に取り組んでいる。認証評価の結果、改善報告書検討結果等については、和光大学ホームページに掲載している。2019 (本)年度には第三期認証評価を受ける予定である。

また、こうした自己点検・自己評価の取り組みを内外に公表するため、自己点検・自己評価報告書を『和光大学の教育と研究』と題して公表しており、これまでに 7 冊が作成されている。

(13)情報の公開

和光大学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、透明性の高い大学運営を実現し、教職員及び学生等構成員による自律的な運営及び自由な教育研究活動の質の向上に資するために、また、学生、保護者・保証人、卒業生、受験生、地域・一般の方等に向けて、大学に関する情報を積極的に発信し、社会から魅力ある大学として評価され、また社会に貢献できる大学であることを示す意味でも、積極的な情報公開を行っている。具体的な公開内容は以下の通りである。

1. 大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育理念・方針、大学・大学院の学則、各学部及び研究科の教育研究上の目的を 掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【1】大学の教育研究上の目的

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#01

2. 教育研究上の基本組織に関すること

組織図及び各学科の情報を掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【2】教育研究 上の基本組織

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational research 00.html#02

3. 教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員に関する情報、各教員の学位・業績について掲載している。

大学TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【3】教員組織, 教員数等,各教員が有する学位業績

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational research 00.html#03

4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッション・ポリシー,入学定員・収容定員・在籍学生数・収容定員充足率,入学者数推移,留学生数・海外派遣学生数,社会人学生数,卒業者・修了者数,就職・進学者数,産業別就職状況,退学・除籍等数について掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【4】入学者受入方針,入学者数,収容定員,在籍学生数,卒業者数,進学者数,就職者数等

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational research 00.html#04

5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カリキュラム・ポリシー,シラバス,各学科・専修・コースの主なカリキュラム,大学 院の授業科目,授業の方法内容,年間授業計画について掲載している。

大学TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【5】授業科目, 授業の方法内容,年間授業計画

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#05

6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

ディプロマ・ポリシー,各学科・専修・コースの卒業に必要な単位数,大学院の終了に 必要な単位数,大学及び大学院の成績評価について掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【6】学修成果の評価,卒業認定基準

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#06

7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

所在地、校地面積・校舎面積、キャンパスマップ、交通アクセス、その他の学生の教育

研究環境、課外活動の状況について掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【7】校地校舎 等の施設設備,学生の教育研究環境

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#07

また、梅根記念図書・情報館については、梅根記念図書・情報館ホームページにおいて、 資料・情報検索、レファレンス・講習会の案内、利用案内、図書・情報館の施設設備の案 内、各種電子データベース等の利用、和光大学リポジトリ等を掲載している。

https://www.wako.ac.jp/library/index.html

8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

学生納付金について掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【8】授業料, 入学料等納付金

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#08

9. 大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の生活支援に関する事項(奨学金・授業料免除に関する事項,学生相談に関する事項, キャリア支援室に関する事項などを含む),留学生の支援に関する事項,障がい者の支援に 関する事項,国際交流・社会貢献等の概要について掲載している。

大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【9】修学,進 路選択,心身の健康等に係る支援

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#09

- 10. その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報,学則等各種規程,設置認可申請書,設置届出書,設置計画履行状況等報告書,自己点検・評価報告書,認証評価の結果等)
- ○各学科及び研究科各コースにおける修得すべき知識能力及び履修モデルを掲載している。 大学 TOP > 情報公開 > 教育研究活動等の情報の公開(一覧) > 【10】修得す べき知識能力

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/educational_research_00.html#10

○最新の大学財務情報(決算書(資金収支計算書,事業活動収支計算書,貸借対照表)及び予算書(資金収支計算,事業活動収支計算))を掲載している。

https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/finance.html

○大学及び大学院の学則を掲載している。

大学 TOP > 大学概要 > 和光大学について > 学則・規定 https://www.wako.ac.jp/outline/about_wako/regulation.html

○設置届出書及び設置計画履行状況報告書を掲載している。 大学 TOP > 情報公開 > 文部科学省への設置届出書類 http://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/setting_authorization.html

○自己点検・自己評価報告書(「和光大学の教育と研究」), 2012 年度に申請した大学評価(認証評価)結果,提言に対する「改善報告書」,改善報告書検討結果,2005 年度に申請した大学評価(認証評価)結果,提言に対する「改善報告書」,大学院「完成報告書」,改善報告書検討結果,完成報告書検討結果を掲載している。

大学 TOP > 大学概要 > 和光大学の取り組み > 自己点検・自己評価 https://www.wako.ac.jp/outline/activity/evaluation.html

(4)教育内容等の改善のための組織的な研修等

心理学専攻を含め社会文化総合研究科の専任教員は、すべて和光大学現代人間学部、表現学部、経済経営学部のいずれかの専任教員であり、教育内容等の改善のための組織的な研修等は、学部と大学院が合同で行っている。

和光大学では、カリキュラム、授業内容、成績評価等の改善について継続的な取り組みを行うため、2008 年 2 月 FD 推進委員会を発足した。2010 年 4 月には「和光大学 FD(ファカルティ・ディベロップメント)推進委員会規程を制定し、同規程により新たに再構成された FD 推進委員会(副学長 1 名(委員長)、学部長、研究科委員長、教学支援ディレクター、総務企画部長、教育支援部長)が中心となり、主に以下の 4 つの FD 活動を継続的に展開している。なお、これら FD 活動の概要については、和光大学ホームページ内で公表している。

https://www.wako.ac.jp/outline/activity/evaluation.html

1. 学生による授業アンケート

前期と後期に 1 回ずつ、一部の科目等を除き、すべての授業を対象に学生による授業アンケートを実施している。学生による授業アンケートの結果については、科目ごとに集計し、各担当教員にフィードバックしている。また、総評とともに和光大学ホームページ内においても公表している。

2. 教職員による授業見学

前期と後期に授業見学の受け入れを認めた授業に対して、教職員による授業見学を行っている。授業見学後には見学を行った教職員がレポートを提出し、授業実施教員の授業内容等の改善に役立てている。

3. 和光大学 FD 研修会

前期と後期に 1 回ずつ,教員を対象とした FD 研修会を開催している。また,年 1 回行われる職員全体研修について、そのテーマが FD 活動の目的と合致したものである場合は、FD 推進委員会との共催事業とし、教員に対して積極的に参加を促している。また 4 月には新任教職員を対象とした FD 研修会を実施し,和光大学の理念や和光大学における FD 活動,学生支援等の取り組みについて説明している。

4. 学会等への教職員の派遣

初年次教育学会年次大会及び京都 FD フォーラムに毎年教職員を $1\sim3$ 名派遣し、初年次教育及び FD についての全国的な取り組みや最新の動向について情報入手ならびに情報交換を行っている。派遣された教職員はレポートを作成し、これを公開することで、獲得した知見を全教職員間で共有できるようにしている。

和光大学専任教員定年内規

- 第1条 本学専任教員について定年制を設ける。
- 第2条 本学専任教員は満70才に達した時、定年退職するものとする。
- 第3条 定年措置を行なう時期は当該年令に達した日を含む学年の終りとする。

付 則

第1条 この内規は昭和52年4月1日より実施する。

申し合せ

ただし、本学創立期(昭和41年4月1日より昭和51年3月31日まで)に、本学専任教員に就任しこの期間に60才に達しているものはこの内規とは別途に考える。

和光大学専任教員定年規程

- 第 1 条 本学専任教員について定年制を設ける。
- 第 2 条 本学専任教員は満65歳に達した時、定年退職するものとする。
- 第 3 条 定年退職の時期は、当該年齢に達した日の属する学年度の末日とする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

和光大学専任教員定年規程に関する申し合わせ

- 1. 平成19年度現在在籍する専任教員については、昭和52年制定の和光大学専任教員定年 内規を適用する。ただし、別に定める満65歳勤務選択制を選択できるものとする。
- 2. 非常勤講師の定年は、満70歳に達した日の属する学年度の末日とする。

付 則

この申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

【資料3】 「履修モデル」

	1年次	2年次
心理支援の基礎	発達臨床心理学(2)	教授・学習心理学(2)
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(2)	
	福祉分野に関する理論と支援の展開(2)	
心理支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開(2)	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(2)	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開(2)	
	心理的アセスメントに関する理論と実践(2)	
	心理支援に関する理論と実践(2)	
心理支援の実践	家族関係・集団・地域社会における	
	心理支援に関する理論と実践(2)	
	心の健康教育に関する理論と実践(2)	
心理支援の実習	発達・教育臨床実習Ⅰ・Ⅱ(4)	心理実践実習A・B(4)
研究指導		心理学研究法(6)
年次別修得単位	24	12
履修モデル修得単位数		36

【資料4】修了までのスケジュール表

	春入学	秋入学	
1セメスター	4月	9月	指導教員届提出
2セメスター	12月	7月	修士論文仮題目届提出
	3月	7月	修士論文中間発表会申込
3セメスター	4月	9月	修士論文題目提出届提出
36777	5月	10月	修士論文中間発表会
	1月	7月	修士論文提出
4セメスター	1月	7月	修士論文口頭試問
46777	2月	9月	修了判定
	2月	9月	修士論文発表会

和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、和光大学(以下「本学」という。)構成員によって行われる学術上の研究・創作(以下「研究」という。)について不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において「不正行為」とは、研究の申請、実施、報告又は審査において、本学の構成員(本学の教職員、学生・院生等をいう。以下同じ。)又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次の各号に掲げる行為をいう。
 - (1) 捏 造 存在しないデータ又は研究・調査結果等を作成すること
 - (2) 改ざん データ又は研究・調査結果等を故意の操作により変更すること
 - (3) 盗 用 他人の研究内容、アイデア、データ又は文章、作品等を適切な手続きを経ることなく流用すること
 - (4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害を行うこと (統括及び処理)
- 第 3 条 不正行為に係る調査、審査及び判定は、和光大学公正研究・創作責任者のもとに公正研究・創作に関する委員会(以下、「公正研究・創作委員会」という。)が行う。

(窓 口)

- 第 4 条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「申立て窓口」という。)を置く。
- 2. 申立て窓口は、事業室総務係とする。
- 3. 申立て窓口の長は、申立てを受けた時、速やかに公正研究・創作責任者に報告しなければならない。
- 4. 申立ての取扱いについては、別に定める。

(不正行為に係る申立て)

- 第 5 条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、公正研究・創作責任者宛に申立て を行うことができる。あわせて、学長宛に申立てを行うことができる。
- 2. 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口に直接又は郵便で提出する ことにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を 希望することができる。
- 3. 氏名秘匿の希望は、以後の調査・審査等の過程で尊重されるものとする。

4. 第1項の申立ては、原則として、当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内 に行わなければならない。

(職権による調査)

第 6 条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を公正研究・創作責任者に命ずることができる。

(予備調査)

- 第 7 条 公正・創作研究責任者は、第 5 条による申立てを受理した場合又は前条により調査 の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。
- 2. 予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、申立て案件の適合性及び不正行為の存在の可能性の有無について調査する。
- 3. 公正研究・創作委員会は、必要があると認めるときは、申立者及び調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 4. 公正研究・創作委員会は、予備調査の終了後、本調査を実施するか否かを決定し、その結果を申立者及び調査対象者(前項の規定により事情聴取を行った場合に限る。)に通知しなければならない。
- 5. 前項の通知は、原則として、申立て受理の日から 40 日以内に行うものとする。 (本調査)
- 第 8 条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、公正研究・ 創作委員会は、原則として、不正行為の存在の可能性が認められてから 30 日以内に本調査を 実施しなければならない。
- 2. 公正研究・創作委員会は、調査委員会を置く。
- 3. 調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者とする。
- 4. 調査委員会の委員には、当該の研究に係る利害関係者を含まないものとする。
- 5. 公正研究・創作委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に示すものとする。これに対し申立者及び調査対象者は、原則として、調査委員の氏名及び所属の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、公正研究・創作委員会に対して異議申し立てをすることができる。異議申立てがあった場合、公正研究・創作委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知する。

(審査及び判定)

第 9 条 公正研究・創作委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度に

- ついて審査し、原則として、本調査開始後150日以内に判定を行う。
- 2. 公正研究・創作委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による意 見表明の機会を与えなければならない。
- 3. 公正研究・創作委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申 立者及び調査対象者に通知しなければならない。

(不服申立て)

- 第10条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に不服がある場合は、窓口を通じ、学長に対して不服申立てができる。
- 2. 前項の不服申立ては、所定の不服申立書により直接又は郵送で行わなければならない。
- 3. 第1項の不服申立ては、原則として、判定結果の通知を受けた日から起算して 10 日以内に 行わなければならない。
- 4. 公正研究・創作委員会は、調査対象者から判定の結果に係る不服申立てがあったときは、申 立者に通知する。加えて、その事案に係る資金配分機関等及び文部科学省に報告する。

(不服審査委員会)

- 第11条 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置する ものとする。
- 2. 不服審査委員会は、前条の不服申立てをもとに、公正研究・創作委員会の判定の結果及び 関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審査の必要性 について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3. 不服審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、申立者及び調査対象者と直接利害を有することが明らかな者は委員にできない。
 - (1) 公正研究・創作責任者を除く、公正研究・創作委員のうち学長が指名した者、若干名
 - (2) その他学長が認めた者
- 4. 学長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び 調査対象者に通知するものとする。
- 5. 公正研究・創作委員会は、当該判定の結果を、その事案に係る資金配分機関等及び文部科学 省に報告する。

(再審査)

- 第12条 学長は、不服審査委員会が再審査の必要があると認めたときは、公正研究・創作委員会に対し、速やかに再審査を命ずるものとする。
- 2. 公正研究・創作委員会は、前項により再審査を命ぜられたときは、本調査の場合と同様に 再調査並びに再審査及び判定を、原則として、再審査を命ぜられた日から起算して 50 日以内

に行わなければならない。

- 3. 公正研究・創作委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立 者及び調査対象者に通知しなければならない。加えて、その事案に係る資金配分機関等及び文 部科学省に報告する。
- 4. 申立者及び調査対象者は、第 2 項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。 (措 置)
- 第13条 公正研究・創作責任者は、最終的な判定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、公正研究・創作委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び所属学部長等への勧告
 - (2) 資金配分提供機関、関連教育研究機関等への通知
 - (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) その他不正行為の排除のために必要な措置
- 2. 公正研究・創作責任者は、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の 保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。 この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公 表するものとする。
- 3. 前項の公表の方法及び内容(項目等)については、別に定める。

(調査対象者の保護)

第14条 公正研究・創作責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正 行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の き損等があったときは、公正研究・創作委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要 な措置をとらなければならない。

(不利益取扱の禁止)

第15条 学長及び教職員は、不正行為に係る申立てを行ったことを理由として、申立て人に 対して不利益な取扱をしてはならない。

(不正目的の申立て)

- 第16条 公正研究・創作責任者は、不正行為に係わる申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、公正研究・創作委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。
- 2. 公正研究・創作責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の 事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、申立者に対して不利益な 取扱いをしてはならない。

(秘密の保持)

第17条 不正行為に係る申立てに係った者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を 尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査記録の作成・保管)

- 第18条 公正研究・創作委員会は、一連の調査の記録を作成し、保管しなければならない。 (雑 則)
- 第19条 研究・創作上の不正行為が生じた場合に派生する事項に関しては、適宜学長及び公正研究・創作委員会において対応する。

(事 務)

- 第20条 本規程に関する事務は、企画室学術振興係がこれを所掌する。
- 第21条 和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する相談窓口をおく。
- 2. 相談窓口は、企画室学術振興係とする。

(改 廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

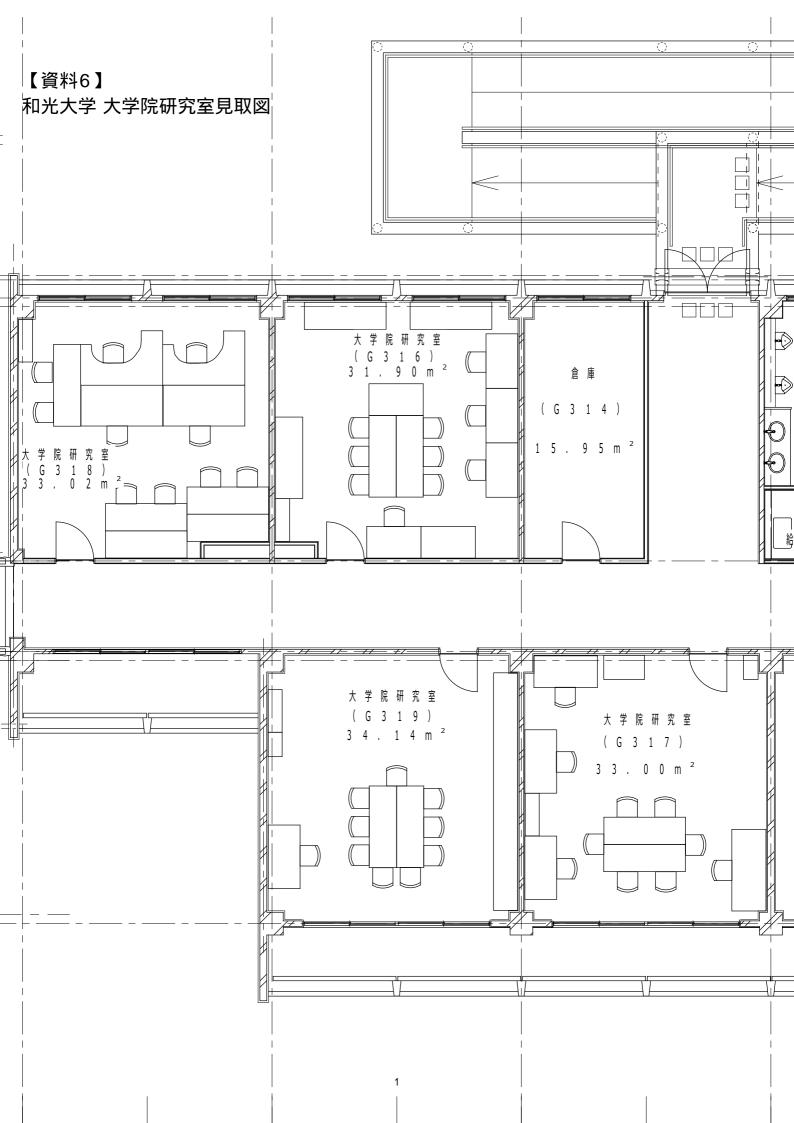
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

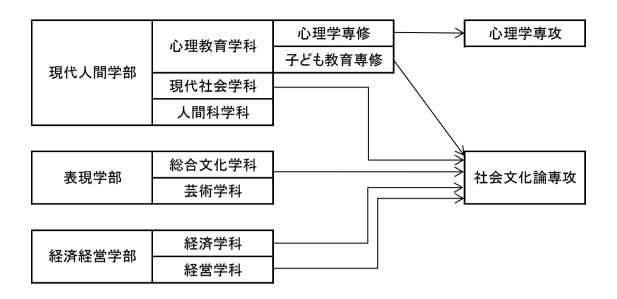
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



【資料7】「基礎となる学部等との関係図」



(設置)

- 第 1 条 和光大学(以下「本学」という。) に自己点検・自己評価委員会(以下「委員会」という。) を置く。 (目 的)
- 第 2 条 委員会は、和光大学学則第1条第2項の規定に基づき、本学の教育理念・目的及び社会的使命を達成するために、その活動状況について不断に自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善に努め、もって本学の教育研究活動の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。

(構成)

- 第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 大学院研究科委員長
 - (5) 教学支援ディレクター
 - (6) 学生支援ディレクター
 - (7) キャリア支援ディレクター
 - (8) 図書・情報館長
 - (9) 入試委員長
 - (10) 地域連携研究センター長
 - (11) 事務局長
- 2. 前項に定める委員のほか、学長は委員会の議に基づき、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3. 委員会は、必要に応じて構成員以外の教職員の参加を求めることができる。

(委員長等)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。
- 2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

- 第 5 条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を審議する。
 - (1) 自己点検・自己評価の基本方針及び自己点検・自己評価項目の策定に関すること。
 - (2) 自己点検・自己評価の実施、組織及び体制に関すること。
 - (3) 各組織の自己点検・自己評価の統括及び検証に関すること。
 - (4) 自己点検・自己評価報告書の作成及び公表に関すること。
 - (5) 自己点検・自己評価の結果に基づく全学的な改善施策に関すること。
 - (6) 前号に基づく改善施策の進捗に関すること。
 - (7) 認証評価に関すること。
 - (8) その他委員会が必要と認める事項

(実施方法)

第 6 条 第3条第1項第3号から第11号までに掲げる委員は、それぞれ所管する組織において年度ごとに自己 点検・自己評価を行い、その結果を委員会に報告する。委員会は、この報告をもとに全学的な立場から自己点検・ 自己評価を行う。 (自己点検・自己評価の結果)

- 第 7 条 委員会は、自己点検・自己評価の結果について、外部の学識経験者等に意見を求めることとする。
- 2. 自己点検・自己評価の結果は、前項に基づく外部の学識経験者等からの意見を含め、委員会が取りまとめた上で、学長の責任において公表するものとする。公表の時期、方法及び範囲については、委員会に諮った上で、学長が決定する。

(担当部課)

第8条 委員会に関する事務は、企画室がこれを所掌する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則

この規程は平成6年3月9日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

付 則

この規程は平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成12年12月1日から施行する。

付 則

この規程は平成19年2月1日から施行する。

付 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成28年11月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この規程は平成29年12月1日から施行する。

和光大学自己点検・自己評価委員会実施委員会実施細則(平成28年4月1日施行)は廃止する。